

気仙沼大島小田の浜海水浴場利用規則

第1章 総則（第1条）P1
第2章 海水浴場の利用規則について（第2条～第11条）P1～P4
第3章 ルールの遵守と管理責任（第12条）P4～P5
第4章 海水浴場の中止・閉鎖（第13条）P5
第5章 雑則（第14条）P5

第1章 総則

（目的）

第1条

気仙沼大島小田の浜海水浴場利用規則（以下「ルール」という。）は、小田の浜海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場とすることを目的とします。

第2章 海水浴場の利用規則について

海水浴場利用者は以下の利用規則を遵守するとともに、海水浴場内では海水浴場の開設者および運営事務局である気仙沼市観光協会（以下、事務局）と監視および安全管理を委託している気仙沼ライフガード（以下、ライフセーバー）の指示に従ってください。

（利用期間と時間）

第2条

- 1 海水浴場は2023年7月15日～9月3日までの期間を開設期間とします。
- 2 開設時間は午前9：00から午後4：00までとします。
- 3 海水浴場の開設期間・利用時間外の利用は禁止します。

（飲酒の制限）

第3条

飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないように節度を保ってください。
悪質な場合は退場して頂くか、警察に通報する場合があります。

（刺青・タトゥーの露出制限）

第4条

他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えてください。

(粗暴な言動の禁止)

第5条

粗野又は乱暴な言動、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせたり、畏怖させるなど、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を禁止します。

(音響機器等の使用制限)

第6条

海水浴場内において音響機器等を使用して音又は音声を流す場合、その音量について、周辺環境に十分配慮をし、他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第7条

海水浴場内において、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具や可燃の燃料などの危険物の持ち込みの一切を禁止します。

ただし、海の家等の出店者で正式な申請と許可がある場合は例外として認めます。

(安全対策上の制限)

第8条

1 海水浴場内において、他の利用者へ安全管理上危険を及ぼすような行為を禁止します。

2 事務局または監視員及びライフセーバーが危険と判断をした行為があった場合は、海水浴場利用者はその指示に従って行動してください。悪質な場合は退場して頂きます。

3 海水浴場内において、事務局の許可なくドローンの飛行および撮影することを禁止します。

4 海水浴場利用者は、海水浴場において、海水浴場設置者の許可なくキャンプ等に使用する大型テント（6m以上）を設置することはできません。

5 海水浴場において、海水浴場設置者の許可なく一般車両や工事車両等での乗入れ行為を禁止します。

6 気象状況等に応じて遊泳条件が変更される場合があります。条件旗や場内放送、ラ

ライフセーバーに確認してから遊泳をお願いします。

- 7 海水浴場の遊泳エリア以外での遊泳は禁止します
- 8 海水浴場内でのヤス、モリ、水中銃の使用・携行は禁止します。
- 9 シュノーケルの使用は十分に練習を行い、気を付けて使用してください。
- 10 歩きタバコ、吸い殻のポイ捨ては禁止とします。電子タバコを含みます。
- 11 海水浴場でのイベントは禁止とします。ただし、事務局が事前に許可をした催事は除きます。
- 12 遊泳区域内への救助艇、公務船以外の船舶等の侵入を禁止します。
ただし、早朝・夜間などの海水浴場の開設時間外は可能です。

(ゴミ等の放置の禁止)

第9条

- 1 海水浴場内において、使用した物品やゴミ（残飯や生ごみを含む）については持ち帰ってください。
- 2 砂浜を汚した場合は必ず綺麗に清掃をしてください。現状復帰が難しいような汚れの場合は事務局へ連絡をお願いします。悪質な行為・汚れの場合は警察へ通報する場合があります。

(密漁の禁止)

第10条

遊泳区域内、隣接区域内での海産物を獲る行為は密漁です。絶対に海産物を獲ったり、持ち帰らないでください。

(ペットの管理)

第11条

- 1 海水浴場開設時間中砂浜にペットを連れ込む場合にはリードを必ずつけ、糞尿は必ず持ち帰ってください。
- 2 海水浴場内にペットを連れ込んだ場合に、ペットが大きな声で吠える、威嚇する、

噛むなど他の海水浴利用者に不快な思いを与えたり、恐怖・畏怖を抱かせ、怪我をさせるような行動は禁止とします。事務局やライフセーバーの指示したがって退場して頂く場合がございます。悪質な場合は警察に通報します。

【第3章 ルールの遵守と管理責任】

(ルール遵守と管理責任)

第12条

- 1 事務局およびライフセーバーが海水浴場内での安全管理上の問題があると判断した場合は、海水浴場利用者や海の家事業者に対して注意・指導をする場合があります。規則を遵守できない場合は警察に通報します。
- 2 マナー違反が確認された場合には、当該利用者に対して、事務局およびライフセーバーがマナーへの協力依頼をする場合があります。
- 3 海水浴場外である漁港や駐車場、道路等での事故については、事務局は一切の責任を負いません。
- 4 海水浴場内での水難事故や盗難等の事件・事故等について、事務局は一切の責任を負いません。
- 5 海水浴場内で海水浴場利用者が怪我をした場合、事務局およびライフセーバーは一切の責任を負いません。応急処置は協力しますが、怪我の程度の判断や治療、救急車の搬送などは、海水浴場利用者およびそのご家族の判断となります。
- 6 海水浴の入浴・遊泳については海水浴場利用者の判断・行動による自己責任になります。持病やその日の体調など自身の健康状態をチェックしてから入浴・遊泳をお願いします。健康管理や安全管理責任については、海水浴場利用者の責任となります。
- 7 海水浴場利用者同士のトラブルについては、事務局およびライフセーバーは一切の責任を負いません。
- 8 地震や津波などの天災が発生した場合、事務局およびライフセーバーは人的被害や物的被害など一切の責任を負いません。
- 9 津波の注意報や警報などが発生した場合、海水浴場利用者は速やかに高台に避難をしてください。事前に避難場所や標識を確認してください。

- 10 津波の注意報や警報などが発生した場合、事務局やライフセーバーは避難誘導や救助・介助などの義務を負いません。高台への避難など呼びかけ等を行います、各々の避難を優先します。

【第4章 海水浴場の中止・閉鎖】

(荒天や天災・疫災時の判断)

第13条

- 1 台風や大雨などの荒天が事前に予想される場合、または天災等の影響で海水浴場の開設が困難な場合は、事前に海水浴場の中止もしくは閉鎖を判断します。判断は事務局とライフセーバーが行います。
- 2 一時的な集中豪雨や落雷・濃霧・低水温などの荒天や状況により、事務局とライフセーバーが危険と判断した場合は海水浴場を中止します。中止になった場合は速やかに海から出るようにお願いします。天候などが回復し、安全性が確認された場合は、事務局とライフセーバーで再開を判断します。
- 3 新型コロナウイルスの蔓延などで、海水浴場の混雑状況の改善を行う必要がある場合は海水浴場への入場制限を行う場合があります。緊急事態宣言や行動制限が発令した場合はその指示に従って、海水浴場の開設について判断します。

【第5章 雑則】

(その他)

第14条

この規則に定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、事務局の判断で必要な改正等を行います。

附則 このルールは、令和5年7月1日から施行します。

小田の浜海水浴場 開設者
一般社団法人気仙沼市観光協会